

## 平成 19 年度第 2 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 19 年 8 月 2 日（木）午後 2 時から 4 時 30 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

### 3 出席者の氏名

#### (1) 委員

伊藤委員、井上委員、奥住委員、大戸委員、大西委員、岡田委員、越智委員、  
佐藤委員、菅野委員、多賀谷委員、永野委員、中谷委員、萩原委員、光延委員  
(五十音順)

#### (2) 事務局職員

浅岡政策法務課長、鈴木室長（情報公開・個人情報センター）、宇井副課長、  
情報公開・個人情報センター職員

### 4 会議に付した事案の件名

- (1) 会長の選出について
- (2) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について
- (3) 開示請求等運用状況について
- (4) 苦情処理等の報告について
- (5) 今後の会議の進め方について

### 5 議事の概要

事務局（石村） ただ今から平成 19 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。議事に先立ちまして、白戸副知事から委嘱状を交付させていただきます。

< 白戸副知事から各委員に委嘱状を交付 >

事務局（石村） それでは、ここで白戸副知事からごあいさつを申し上げます。

白戸副知事 副知事の白戸でございます。会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方には、大変お忙しい中、今、委嘱状をお渡しいたしました。委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

本県の情報公開につきましては、昭和 63 年度の制度開始以来、今年で 20 年目を迎えようとしております。この間、県民に開かれた県政の実現に大きく貢献してまいりました。こうした中で、この推進会議は平成 17 年に、情報公開制度の運営の改善と、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行うことを目的に設置いたしました。

徹底した情報公開を推進していくためには、広く県民の意見を反映させていく必要がございます。こうした考えに立ちまして、この会議には専門の方々ばかりではなく、県内の様々な団体の方々や公募によって選

ばれた県民の方々にも参加をいただいているところでございます。

本日の会議から 2 期目がスタートいたしますが、第 1 期目では、この会議で提案された意見を受けて、請求の傾向が分かるように請求件数を公表することですとか、請求者の利便性を考慮した受付を行うなどの運用改善を図ってまいりました。

また、開示請求者からの苦情に関しましては、この会議で必要と判断された事項について県の各機関に是正を求め、これを受けて、それぞれの機関で適正かつ迅速な事務処理の周知徹底を図り、再発防止に努めるなど、確実に業務改善の実績を挙げてまいりました。

県といたしましても、この会議が本県の情報公開制度の充実と、より円滑な運用に大きな役割を果たして、県民参加の県政運営が一層進んでいくことを期待しております。

委員の皆さまの格別の御協力をお願いいたしまして、あいさつといたします。

事務局（石村） それでは、ここで委員の皆さまを御紹介させていただきます。なお、お名前をお呼びしました折には、恐れ入りますが、御起立をお願いいたします。あいうえお順に御紹介させていただきます。

<委員の紹介>

事務局（石村） では皆さま、よろしくお願いいたします。

なお、白戸副知事には、ここで所用のため退席させていただきます。

<白戸副知事退席>

事務局（石村） 続きまして、出席しております県の職員を紹介させていただきます。

<出席職員の紹介>

事務局（石村） それでは、次に、本日お配りしてあります資料について確認させていただきます。お配りしてありますものを申し上げますと、会議次第、座席表、委員名簿、その下に会議資料として、資料 1 から資料 7 まで一つにとじてあります。それから、委員の皆さまには、ピンク色のファイルの「情報公開事務の手引」、それから、傍聴者の皆さまには「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」、「千葉県情報公開推進会議傍聴要領」が別とじとなっております。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に入るわけでございますが、条例上、情報公開推進会議は会長及び委員で構成されることになっております。そこで、資料 1 を御覧いただきたいと思います。千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により、会長は委員の互選によってこれを定めるとされております。また、同条例第 32 条第 1 項の規定により、会長が会議の議長となると定まっておりますが、現在のところ会長が選出されておられません。

会長が選出されるまでの間、仮議長を選出して議事の進行をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局(石村) ありがとうございます。

本日は新委員による初めての会議ですので、この仮議長は、前回、会長を務めていただきました多賀谷委員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

事務局(石村) ありがとうございます。

それでは、会長の互選は、多賀谷委員を仮議長としてお願いしたいと思います。多賀谷委員には仮議長席へお願いいたします。

多賀谷仮議長 前回、会長をしていました多賀谷です。仮議長とか、仮議長は議長選出までの間などというのは、やや官僚主義的ですが、千葉県のやり方らしいので、一応それに従ってやります。

それでは、仮の議長として、これから会長を定めさせていただきたいと思いますが、どなたか御推薦をお願いします。

岡田委員 はい。

大変でしょうけれども、引き続き多賀谷委員にお願いできたらというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

多賀谷仮議長 本当は余りやりたくないのですが、どなたか、ほかの方を御推薦いただけますでしょうか。私でよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

多賀谷仮議長 それでは、会長を引き続き務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(石村) それでは、多賀谷委員が会長として決定しましたので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

多賀谷会長 それでは、ごあいさつさせていただきたいと思います。

この推進会議は、これが2期目ですか、3期目ですか。

事務局(石村) 2期目です。

多賀谷会長 2期目ですか。この推進会議の前に、それに至る別の会議をやっていたので、4~5年もやっているような気がいたします。

千葉県の情報公開制度というのは、ほかの県と同じように、そういう仕組みがあるわけですが、その運用については、なかなか問題がありまして、行政の方にも問題があるし、行政は請求者の方にも問題があると言っている。お互いに言い合っている困った状況ですが、その仲裁役的な会議がこの会議で、第1期から引き続きの委員の方は分

かるでしょうけれども、なかなか大変な会議であります。

通り一遍に行政の言うことを聴いて、そのままそれで応諾するというものではありません。必ずしも予定調和的に整理されていないような形で議題が出てきますし、議題自体の事前説明が必ずしもないといえますか、背景にいろいろな事情があるので、その事情で動いた結果が議題として出てきますので、氷山の一角が出てくるようなところがあります。

したがって、それを理解するのに新委員の方もなかなか大変だろうと思います。多分、消化不良といえますか、聴いていて、何が問題であるかということをつかむのに苦労されるだろうと思います。

できるだけ、皆さまの御意見を聴きたいのですが、恐らく理解するのに大変で、なかなか発言ができない場合もあるかもしれません。それでも、できるだけ検討していただいて発言していただくことも必要ですが、県と県の情報公開について、こういう問題がある、苦情があるということをも市民の代表として知っていただくということでも、私は十分な意義があるだろうと思います。

それから、もう一つ、この推進会議の委員は、一応「非常勤の公務員」という形になっておりますので、その立場として職務をしていただきたい。この会議自体は原則として公開になっておりますので、それほど秘密はありませんけれども、一応守秘義務というものはございます。

それから、会議として、いろいろな問題があるでしょうけれども、そういう問題等は、できるだけ会議の場で言っていただき、会議が割れているような印象を外にはできるだけ出していただかないようにしていただければと思います。

以上が、私の会長就任に当たってのごあいさつでございます。

事務局（石村）

ありがとうございました。

なお、資料の1ページをまた御覧ください。千葉県行政組織条例第30条第4項の規定によりまして、副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理すると定められておりますので、会長から職務代理者の指定をお願いしたいと思います。

それから、同じく資料1ページにあります千葉県行政組織条例第33条第1項の規定により、部会を置くことができるとされています。本推進会議には、苦情処理調査部会を置くことが、平成17年度第1回の推進会議で議決されております。そこで、千葉県行政組織条例第33条第2項の規定によりまして、苦情処理調査部会に属する委員の指名も併せてお願いいたします。

多賀谷会長

それでは、今の話は両方密接に絡むので、職務代理者は苦情処理調査部会の委員の方になっていただいた方がいいだろうと思います。

それで、従前の苦情処理調査部会の委員として、菅野委員、井上委員、伊藤委員をお願いしておりますので、申し訳ないですが、引き続きお願いいたします。

したがって、職務代理者については、そのうちの長老である菅野委員をお願いしたいと思います。

ただ、苦情処理調査部会はその3人の方には当然お引き受けいただきたいのですが、苦情処理調査部会の構成並びに在り方につきましては、後ほどまたこの場で検討させていただきたいと思いますので、その点は後でお話をいたします。

それでは、苦情処理調査部会の委員については、菅野委員、井上委員、伊藤委員を指名させていただきます。

事務局（石村）

それでは、以後の議事進行は会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

多賀谷会長

それでは次に、これも形式的で早く本題に入りたいのですが、本日の議事録署名人ということで、伊藤委員をお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題について、事務局から説明してください。

事務局（鈴木）

それでは、事務局から、資料に基づきまして御説明いたします。

まず、資料2に基づきまして、この推進会議設置の経緯であるとか、根拠であるとか、等々について、簡単に御説明させていただきます。

まず「1 設置にいたる経緯」です。「平成15年9月千葉県情報公開推進委員会からの提言」とあります。この推進委員会がどのようなものかを簡単に御説明いたします。これは知事の諮問機関として、平成14年10月に設置されました。その目的は、大量請求、大量異議申立てによる制度の円滑な運営に支障が見られるという状況が当時あり、そこで請求者と実施機関の間のトラブルの解消・緩和、そして制度の円滑な運営を図ろうということで設置されたものです。

その結果、請求者側の問題であるとか、逆に実施機関側の問題がそれぞれ整理され、その対応策を提言としていただいたものです。その提言の内容の一部が、資料3ページの(1)の四角の中です。読み上げます。

情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。

申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として、「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。なお、申立ては開示請求者のみならず、請求

を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

というような提言をいただきました。

この提言をいただいたあと、その下の(2)です、「平成16年8月千葉県情報公開審査会からの答申」、これは、制度運営の改善に関する事項について調査審議し、知事に答申又は建議する権能を持った機関として、情報公開審査会というのがあります。そこで、提言のうち、条例改正を伴うもの、そして制度の基本にかかわることについて知事から諮問し、答申をいただいたところです。

その中身が、(2)の四角の中です。読み上げます。

情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関(情報公開推進会議(仮称))を設置することは、有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。

円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議(仮称)に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

という答申をいただきました。

この提言、答申を受けまして、(3)で千葉県情報公開条例の一部改正、千葉県議会情報公開条例の一部改正、ということで推進会議の規定が置かれたという次第です。

それでは、次に「2 設置の根拠等」です。

設置の趣旨は、情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運用の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等から、情報公開窓口の対応等に関する苦情処理を行う附属機関として設置するというものです。

次に「設置の根拠」「権能等の規定」と書いてあります。これは資料の4ページにその条文が出ております。千葉県行政組織条例の別表第2で、附属機関名として「情報公開推進会議」、そして担任する事務が規定されています。担任する事務は、「情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること」と規定されています。

そして、その下の別表第3で、組織、委員の構成、定数、任期が定め

られております。組織としては、会長と委員から構成されます。委員の構成としては、学識経験を有する者 5 人以内、住民の代表者 10 人以内、任期 2 年ということになっています。

では、その下の千葉県情報公開条例第 27 条の 2、これが推進会議の権能について規定された所です。ポイントだけ読み上げます。

千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。

そして、第 2 項です。県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べるができる。

そして、第 3 項です。開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。

そして、第 4 項です。推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

そして、第 5 項です。推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

というような規定になっております。

それでは、3 ページに戻っていただきまして、「4 具体的な活動」について御説明いたします。

(1)制度改善についての調査審議、情報公開制度の充実と円滑な運用のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度改善について調査審議するというものです。

そして、(2)情報公開事務に関する苦情処理、情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理するというものです。

そして、資料 3 ページの一番下、 の所ですが、具体的な活動形態は、情報公開推進会議自身が決定するということになっております。

それでは、この推進会議の具体の議事及び運営に関する要領ですが、それにつきましては、ピンク色のファイル「情報公開事務の手引」に赤いインデックスで「推進会議要領」という所があるかと思います。この要領について、簡単に御説明いたします。

まず、第 1 条（趣旨）です。この要領は、情報公開推進会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

そして、第 2 条（調査審議の方法）、会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、実施機関、その他必要と認めるものに行政文書の

提示、資料の作成を求めるものとするという規定になっております。

そして、第 3 条（会議録の作成）です。

そして、第 4 条（意見聴取の方法）、県民は推進会議に対して意見を述べることができます。その聴取方法について規定をしたものです。推進会議は、条例第 27 条の 2 第 2 項の規定による意見を、原則として、意見書（別記第 1 号様式）により聴取するものとする規定しております。

そして、第 4 章です。第 5 条以下が苦情の処理の規定になっております。

第 5 条（苦情の申出の方法）です。推進会議は、苦情の申出を、原則として、申出書（別記第 2 号様式）により受けるものとする。

そして、第 6 条（苦情の調査）です。苦情の申出があったときは、苦情処理調査部会が苦情に係る調査を行うものとする。

ちょっと省略しまして、第 8 条の第 2 項です。部会は、苦情の処理に関する検討を行う。

そして、第 10 条（推進会議への報告）とあります。部会は、推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとする。苦情については、部会が専決的に処理していただいて、その処理に関する状況を本会議に報告していただくというような流れになっております。

続きまして、第 5 章、支障事案等調査とあります。第 11 条（実施機関等の報告）です。読んでみますと、実施機関等が、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案を部会に報告しようとするときは、支障事案等報告書によるものとする。これは何を言っているのかというと、県民の側は、推進会議に対して苦情の申出という制度があって、実施機関の側は、こんな請求がありましたというようなことを推進会議に報告するという制度があるというものです。

次に第 12 条（支障事案等の調査）です。部会は、請求の実態、実施機関等の対応について調査を行うものとする。

そして、第 13 条第 2 項です。部会は、支障事案等の調査の結果をまとめ、推進会議に報告するものとするというような大まかな流れが規定されています。

次に「千葉県情報公開推進会議傍聴要領」について説明します。「情報公開事務の手引」にインデックスで「傍聴要領」と付いているページがあるかと思えます。この推進会議の傍聴要領はどのように定められているかということです。ポイントだけ読み上げます。

1 の「傍聴手続」です。(1)会議の傍聴を希望する方は、原則として

会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。ということで、特にお名前を書いていただく必要はありません。原則として、その会議の開始予定時刻までに来ていただければ傍聴できますというような規定になっているところです。

以上が、情報公開推進会議の設置に関する概要の説明です。

引き続きまして、5ページの資料3で、第1期の推進会議の活動実績について、簡単に御報告いたします。

まず、「1 会議（全体会）開催の状況」です。

(1) 平成17年度第1回会議、委嘱状の交付、部会設置の議決、部会委員の指名を行いました。

(2) 第2回会議（11月15日）では、委員から、請求件数等の公表について、また、開示請求書に受付番号を付することについて、検討すべきという意見をいただいたところです。

(3) 平成18年度第1回会議、請求件数等の公表方法について、実施機関別の請求件数を公表するというような改善策をお諮りいたしました。また、開示請求書の受付番号については、平成19年度の施行に向けて作業を進めることといたしました。

(4) 第2回会議（11月17日）特に支障事案について、文書の特定が困難な場合の開示請求の事案について、実施機関から報告があり、推進会議の御意見をいただいたところです。

そして、(5) 平成19年度の第1回会議、これが第1期の最後の会議になりましたが、5月17日に開催いたしました。支障事案への対応策であるとか、第1期推進会議の活動実績に関する報告が行われたところです。

それでは、「2 主な検討内容」です。第1期の推進会議で具体的にどのようなものが改善されたかということです。

(1) 請求件数等の公表方法です。これにつきましては、今後は実施機関別の請求件数（各部上位3課）を公表し、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に示していきます、ということになりました。

そして、(2) 開示請求書の受付番号についてですが、これについては、開示請求書を収受する際に受付番号を付することとし、平成19年4月からスタートしたところです。

そして、(3) 支障事案についてです。これは実施機関から、情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案について、情報公開推進会議に報告されたため、その対応策を御検討いただきました。こういった事案かということ、開示請求書の内容に確認できないような事実、例え

ば「事務処理が違法であることが分かる書類」というような表現で開示請求をされる。そして、実施機関では、実際にこういった文書が見たいのか分からないため、文書の特定ができないということで、やむを得ず不開示決定をしていたところですが、果たしてそれが適当なのか、ということで実施機関から報告があったところです。

推進会議では、文書が特定できないということで、実施機関が開示請求を形式的に見て不備があるとして却下することは、一般論として濫用の危険があるという御意見もありましたが、本件に関しては、やむを得ないとの御意見をいただいたところです。

その結果、実施機関では、報告されたような事案については、今後補正を求め、なお不備が解消しない場合には請求を却下しましょう。却下に係る不服申立てがあった場合は、情報公開審査会に意見照会を行い、その回答を得てから、不服申立てに対する決定又は裁決を行うことにしましょう、というような対応をとっております。

そして、「3 苦情処理の状況」です。平成 17 年度の苦情の申出は 20 件、平成 18 年度は 12 件、そして平成 19 年度は現在 4 件申出がありました。

平成 17 年度の苦情処理調査結果ですが、実施機関に是正を求めた事案は 4 件ありました。そして、実施機関の対応に不適切な点がなかった事案が 7 件、行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案が 9 件ありました。

また、平成 18 年度については、実施機関に是正を求めた事案が 1 件、実施機関の対応に不適切な点がなかった事案が 9 件、他制度により処理されるべき事案が 2 件で、平成 19 年度については、是正を求めた事案が 1 件、他制度により処理されるべき事案が 1 件、という結果になっております。

ちなみに、実施機関に是正を求めたというのは、例えば、開示決定の期限を過ぎても、まだ決定をしていなかったというようなケースであるとか、異議申立てがあって、だいぶ温めてから審査会に諮問したというようなケースで是正の意見をいただきました。

以上が、推進会議第 1 期の活動実績の概要です。

続きまして、資料 4 で、開示請求等の運用状況等々について、概要を御説明したいと思います。

まず、資料 9 ページを御覧ください。これは、本県の情報公開制度の沿革について、簡単な表にしたものです。

昭和 63 年 10 月、千葉県公文書公開条例、ここからスタートいたしま

した。そして、平成 13 年 4 月、千葉県情報公開条例ということで、現在の条例が施行されました。なお、この施行に併せまして、行政資料有償頒布実施要綱であるとか、県政情報の公表に関する要綱が併せて施行されました。

そして、その後、先ほど御説明いたしました、情報公開推進委員会の提言であるとか、情報公開審査会の答申をいただいた上で、平成 17 年 4 月に条例の一部改正をいたしまして、現在に至っているというものです。平成 17 年 4 月から条例に情報公開推進会議の規定が置かれました。

続きまして、資料 10 ページを御覧ください。請求等の状況です。

まず、(1)が開示請求件数の推移です。請求件数は当該年度に開示・不開示の決定を行った件数です。御覧になっていただくと分かりますように、平成 9 年度、10 年度、11 年度、この辺が非常に多く、その後、2 万ないし 1 万ぐらいで推移しているというような状況があります。

また、請求者数にあっては、平成 9 年度、10 年度、11 年度は、150 人から 175 人ぐらいでしたが、現在は 360 人ぐらいというような状況です。

それから、(2)です。実施機関別の請求件数はどうなのかというところです。これを見ていただきますと、教育委員会の請求件数が非常に多くなっているのを見てとれるかと思えます。例えば、平成 9 年度から見ますと、全体の 70%、65%、75%、83%というような状況がありました。

そして、(3)請求件数及び開示等の実施状況です。それぞれ、請求に対して開示決定をしたのはどのぐらいか、部分開示決定をしたのはどのぐらいか、不開示決定をしたのはどのぐらいの割合なのか、というような、その決定の内訳を整理した表です。ここでちょっと説明させていただきますが、下から 2 段目で「不存在等」とあります。平成 12 年度までは、いわゆる文書を作成していないとか、もう廃棄してしまったというような、いわゆる文書不保有については、この「不存在等」に含めておりました。平成 13 年度以降は、現在の条例になりましたので、文書を持っていないとか、廃棄してしまったというような場合は「不開示」の方にカウントしております。

したがって、平成 13 年度以降の「不存在等」の数字というのは、例えば、請求のあった文書を文書館で閲覧できますとか、ほかの制度で閲覧できませんというようなケースのものです。

それでは、次に資料 11 ページを御覧ください。各県との比較ではどうなのか、関東近県の請求件数を挙げてみました。なお、東京都はカウントの仕方が違うので、本当に参考の参考という程度です。これを御覧

になっていただくと、千葉県は、ほかの県と比べても請求件数が多いということが分かります。

以上が、開示請求等の状況です。

その次に、不服申立ての状況について御説明いたします。

まず、(1)不服申立て事案の推移についてです。平成9年度、10年度、11年度、12年度と、千件単位で不服申立てがありました。その後は落ち着いているというようなところです。

(2)は、本県における不服申立ての処理状況です。この表の一番右側の列の「当該年度の処理件数」という所を御覧ください。平成15年度、3千件、平成16年度、7千件とあります。この大半は不服申立ての取下げによるものです。これは、先ほど来お話がありました、情報公開推進委員会であるとか情報公開審査会の議論を経た上での取下げ、請求者と実施機関の話し合いで取下げに至ったというようなものです。

運用状況等は、以上のとおりです。

続きまして、資料13ページを御覧ください。本県の情報提供の状況についてと書いてあります。県では、いわゆる開示請求権だけでなく、請求される前に情報を積極的に提供していきましようという制度を設けてあります。

1点目として、(1)県政情報の公表についてということで、県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、文書館においてその情報を公開していくというものです。平成18年度の公表資料件数は、2,031件でありました。

なお、各部の代表的なものを、14ページに事例として挙げております。例えば、総合企画部であれば、「あすのちばを拓く10のちから(改訂版)」であるとか、「『ちば2006年アクションプラン』の策定について」であるとか、「知事交際費執行状況」であるとか、「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)の策定について」というようなものを積極的に公表しているというところです。

そして、13ページに戻っていただきまして、(2)行政資料有償頒布について、「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売をいたしております。平成18年度の頒布の状況ですが、422種類の行政資料を対象として、324種類を販売いたしました。主なものが15ページに記載されております。例えば、平成18年度であれば、千葉県職員録、巨樹・古木ガイドマップ、千葉県病院名簿、千葉県教育便覧などです。

資料5の説明は、以上のとおりです。

ここまで、推進会議の設置の経緯であるとか、これまでの運用の状況であるとか、一通りまとめて御説明いたしました。

多賀谷会長

ありがとうございました。

大分長くなりましたので皆さまお疲れでしょう。それでは、ここまで、何か分からないこととか御質問等をどうぞ。

中谷委員

公募委員の中谷です。

今、行政側からこの推進会議ができる経緯について御報告がありましたけれども、肝心かなめのそのスタートラインが抜けているということ、を、まず指摘しておきたい。それはどういうことかということ、行政側が、1988年にこの情報公開制度ができたのだけれども、古い体質に左右されたのかと思うのだけれども、江戸時代の体質を背負っていて、「寄りしむべし、知らしむべからず」かな、その体質があったということ、を、まず指摘せねばならないわけです。

それで、開示請求すれば、大体において「不存在」が原則だったというわけです。それで、僕も教員を97年に辞めて、僕は僕なりに自由に行動できた。それで、千葉県は「西の愛知、東の千葉」というふうに管理教育のひどい所だというような汚名を払しょくするために、僕自身の頭で考えて、それなりの行動をして、それなりの評価は県下で得たと思っております。それを踏まえて、特にこのあと捜査機関の捜査テクニックを学んだのですが、それを学んで開示請求すると、なかなか出てこないのですね。

そこで、たまたま千葉県市民オンブズマン連絡会議というのがあったもので、それに首を突っ込むことになりました。そして現実を話すと、「うん、それじゃあ」というようなことで、2回にわたって堂本知事に申入れをした。「現在を何とかせないかんじゃないのか」ということを申入れをした。その申入れを受けて、急ぎよ、年度途中だけれども、9月でしたが、先ほどありましたように、多賀谷先生を委員長とする推進委員会が発足した。この前提を行政は忘れてはならないことなのです。

ということは、どういうことかということ、あくまでも「県民がいる」ということなのです。図らずも、今の説明で、一応他の部局、他のポジションと違って、情報公開・個人情報センターは、県民の目線は持っていると思って評価はしているのだけれども、今の説明だけを聞いていると、血のにじむような、あるいは行政側にばかにされているような、あるいは、こけにされていて、悔し涙をのんでいる県民の意思が全然出てこない。ということ、をまず指摘しておきます。

多賀谷会長

まず第1点は、これくらいにしておきます。

はい、ありがとうございました。

資料2の最初にある平成15年9月の千葉県情報公開推進委員会からの提言というものの、その前に推進委員会ができた経緯というものを、確かにそこではちょっと省略してある。あまり古いので載せていなかったのしょうけれども、今、中谷さんから、その間の経緯を御説明いただきました。

私もそのときに急に引っ張りだされて迷惑だったわけですが、迷惑というのは、悪い意味ではないけれども、県民と県政との間に何らかのもめ事が起きているということで、ともかくいきなり引っ張りだされて、それで1年ぐらい議論しまして、こういう提言を出したわけでありませう。

そのときの市民側の代表のお一人として中谷さんがいたので、中谷さんから今お聞きになったことは、市民の側から見た、この前のことだと思ひます。

それでは、そのほか、御意見・御質問等はござひませうか。

どうぞ、越智委員。

越智委員

資料10ページの請求件数及び開示等の実施状況に関係するのですが、やはり請求件数が千葉県は非常に多いということと同時に、部分開示ということの方が多ひわけですが、部分開示というのは、印鑑とか公印とか、その部分を不開示にしているのかなと思ひますけれども、その辺はどのように分析されているのでしょうか。

多賀谷会長

千葉県が平成10年度、11年度あたりに請求が非常に多かつたということは、まさにその情報公開の運用をめぐって、県と県民の間で意見が対立し、県民の方は、県が思ひように資料を出してくれていないということで、何回も繰り返し請求をされた。その結果、これだけの数になつたということでありませう。それは、ある意味において、情報公開制度にとっては不幸なことだつた。情報公開制度というのは、確かに県と県民との間に、ある種の緊張関係がなければいけないのですが、これは緊張関係が度を過ぎて、そういうことを言つては申し訳ないかもしれませうが、敵対的な関係になつてしまつた。そのために大量な請求が来て、この制度自体が機能を麻痺させたという状況に平成10年度、11年度あたりはあつたのだらうというふうに思ひます。

また、部分開示については、実は印鑑とか、そういうことだけではなくて、請求者の方から見たら、肝心の請求したい所は隠して、どうでもいい所だけをオープンにしているというふうな評価がされたような、ま

あ行政の方には言い分があるでしょうけれども、そういうものがかなりあることは事実です。

越智委員           もう一つ、これは単純な質問ですが、資料 9 ページです。平成 17 年度に「千葉県情報公開条例の改正」と共に、「特例条例の廃止」とありますが、「特例条例」というのはどういうものか、教えていただけますでしょうか。

多賀谷会長           事務局から回答をお願いします。

事務局（鈴木）    すみません。説明を省略してしまいましたが、9 ページの表の上から 2 段目、平成 10 年 4 月、「特例条例の施行」とあります。これは、千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上げ料の債権者の名称等を特例として公開しようという条例を施行しました。基本的には、公文書公開条例の非公開条項に当たるのだけでも、特にこの食糧費の支出に伴う関係であるとかという情報については、特に公開しますというような特例条例を設けたところでは。

そして、平成 17 年 4 月の「特例条例の廃止」というのは、情報公開条例の、いわゆる本条例の方に混ぜ込みましょうということで、開示する部分は変わらないけれども、この特例条例は廃止して本条例で規定しますというような改正を行ったというところでは。

越智委員           分かりました。

多賀谷会長           これは、ほかの自治体では、個人情報といっても、公務員の職とか、こういう情報は保護されるべき個人情報ではないという解釈をして、不開示事由の条文自体の解釈で拡大していった結論です。千葉県の場合は特殊で、「それは個人情報である。しかし特例でこれだけ開示するのだ」という形で、限定的にそれをオープンにするという、やや異質な、唯一千葉県だけの例ですが、そういう条例です。そして平成 17 年の段階で、ほかの県なり国と合わせたという状況です。

中谷委員           いいですか。

多賀谷会長           はい、どうぞ。

中谷委員           ここにも千葉県の後ろめたさがあるのですよ。本来ならば、今、会長がおっしゃったように、出すべきなのです。ほかの県は出しているのです。それを後生大事にして、最高裁まで、これは私たちの弁護士が入っているのです。具体的に言うと、小金高等学校の校長の旅行命令簿です。それをかたくなに拒んできた。千葉地裁で負けたら、どういうことを行政側はやったか、役人どもはやったかということ、あえて言う。反県民的

なお役人がやったかという、「お情けで出してやるよ」というのです。これは、今、会長も言われたように、ほかの県はこんなものはないのです。だから、これは、僕がよその県で、オンブズでいろいろな所に行って謝るのは、ある意味では、胸を張って言えるのですけれども、千葉県は恥なのです。それを、やっと 17 年、これは多賀谷先生の御努力などがあるのだけれども、そういったようなことでやっとなくなったのです。ここで、やっとそんなふうになったということなのです。

ところが、一般の人が、ここで今の鈴木さんの意見を聞くと、「あ、なるほど、千葉県はよく進んでいるわい」ということになってしまうのです。そういうことなのです。だから、僕は行政の持っている力というのは怖いと思うのです。したがって、また市民も更に夜目は覚まさないといけないと思っているのです。以上です。

多賀谷会長

特例条例の制度自体については、いろいろな経緯が正直言っておりますけれども、中谷さんが言ったような見解もあるのかもしれませんが、あるいは、法解釈について立場の違いということもございますけれども、それ以上は、昔の話ですからやめましょう。

ほかの点は、ございますか。よろしければ、次の案件に移りたいと思います。それでは、次の案件について御説明ください。

事務局（鈴木）

それでは、資料 6「苦情処理等の報告について」御説明いたします。18 ページをお開きください。

苦情事案の 1、2、3、4、その他 1 とあります。

苦情事案 1 につきましては、前回も御報告させていただきました。今回は苦情事案 2 から御報告させていただきます。

苦情事案 2 です。申出日が平成 19 年 5 月 8 日、実施機関が知事、担当課が保険指導課です。苦情の内容を読み上げます。

不開示決定をすると異議申立てされ、その理由で県職員の不法行為が明らかになるため、却下決定しようと、条例第 7 条第 2 項（補正要求）を悪用している。

- 1 形式上の不備がないのに補正要求した。
- 2 開示請求対象の行政文書でない文書を特定させようとした。
- 3 補正に必要な相当の期間を設けなかった。
- 4 窓口の情報公開センターが却下の指導をしている。

というものです。

これを補足いたしますと、まず、開示請求がありました。ところが、請求書でどういった文書を見たいのか、よく分からないということで、補正を求めました。「実際、どういった文書を見たいのですか。こういっ

た文書が関係しています。こういった文書があります」という形で補正を求めました。それで、補正を求めたところ、このような苦情をいただいたというものです。

これにつきましては、実施機関に書面調査をいたしました。そして、平成19年6月29日に処理方針の検討を苦情処理調査部会で行っていただきました。

その処理結果の通知が7月5日です。処理結果の所を読み上げます。

調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において、開示請求に係る行政文書を特定することができないため、開示請求の趣旨を満たすと思われる文書を申出人に示して行ったことが認められる。よって、「補正要求の悪用」があったとする事実は確認できず、保険指導課及び政策法務課の事務処理に不適正な点は認められなかった。

次に後段の方です。補正に要した日数は開示決定等の期間に算入されないものであるから、5月9日の当初の決定期限を厳守しようとしたという説明に合理的理由はなく、また、5月3日から6日までは休日であったことをかんがみても、補正の求めで回答に必要な相当の期間を設けていたとは到底認められない。よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められ、今後の事務処理において改善すべきものとする。したがって、保険指導課に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。というものです。

この後段の部分をちょっと補足して御説明いたします。請求があったあと、実施機関では補正を求めました。5月2日付けで回答の期限を5月7日に設定をして補正を求めました。ところが、よく考えると、ゴールデンウィークだし、あまりにも短いということで、この点については、実施機関の事務を改善すべきだろうという御意見を苦情処理調査部会でいただきました。是正に関する意見というのを知事あてにいただいたところです。

具体的には、22ページ、23ページ、24ページが是正の通知です。

22ページ、会長から知事あてに、是正に関する意見を通知しますというものをいただきました。

23ページには、苦情の内容及び調査結果の概要が記載されております。

そして、24ページ、「3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見」ということで、情報公開条例第7条第2項には、補正を求める場合には、相当な期間を定める旨の規定がある。実施機関は、5月2日付けで補正を求める文書を送付し、その回答期限を5月7日としており、当推進会議としては、一般的に回答に必要な相当の期間を設けていたとは

認められない。今後の事務処理において改善すべきものとする。実施機関においては、補正を求める場合には、回答に必要な相当の期間を設けるよう図られたい。というようなものです。

なお、補足して御説明いたしますが、実施機関では現在はおおむね 2 週間程度の期間を設けて補正を求めるというような事務に改善がされているところです。

それでは、18 ページにお戻りください。

苦情事案 3、苦情事案 4 ですが、いずれも調査中ですので、これは苦情の概要だけ御説明いたします。

苦情事案 3、申出日が平成 19 年 6 月 8 日、実施機関が知事（保険指導課）です。苦情の内容を読み上げます。

同じ内容の請求を千葉県監査委員に対してもしたが、記載内容で特定ができるとして補正要求がないのに、担当課があわよくば却下しようと、そうでなくても時間かせぎをするため、職権濫用して補正要求。補正要求の不要な請求に対し、職権濫用をして補正要求を故意にしている。住民監査請求の証拠書類に使われないよう、決定通知までの時間かせぎで、あわよくば却下しようと、担当課職員が職権濫用（担当課の違法な補正要求は今回で 3 件目である。）というものでございます。

補足して御説明いたしますと、請求に対して、どのような文書を求めているのか、よく分からないということで、保険指導課は補正を求めた。ところが、この請求者は、監査委員に対しても同じ請求をしていたのに、保険指導課からは補正を求められたけれども、監査委員からは補正を求められなかった。保険指導課は、その補正の求めを濫用しているのではないか。というような苦情だったと思います。これについては、現在処理中です。

続きまして、苦情事案 4 を御説明いたします。

申出日が平成 19 年 6 月 17 日、実施機関が知事（農林水産部安全農業推進課）です。苦情の内容を読み上げます。

開示する行政文書が 1 時間で閲覧できないのに開示日時の時間を午後 4 時として閲覧させない。

- 1 非常識な対応は、中山間地域等直接支払交付金額等の不正受給を隠ぺいするため情報公開の趣旨に反する。
- 2 その後も見せようとしない。
- 3 立ち会わなければ見せないとしている。総合窓口職員の立会いでも可能としない。
- 4 不正隠しのために情報公開・個人情報センターの職員も加担して

いる。

というものです。

これはこういった苦情かといいますと、開示請求があった場合に決定通知書を請求者に送ります。開示の日時を書いて送ります。その開示の日時の時間が「午後 4 時から」ということで通知をした。それを受けた請求者（申出人）の方では、午後 4 時だと 5 時まで 1 時間しかない。とても文書を閲覧できない。ということで、このような苦情に至ったものと思われまます。

苦情事案 4 の概要は、以上のとおりです。

そして、19 ページ、その他 1 というのがあります。これにつきましては、苦情申出とは違いまして、会長あての文書が出されております。

これについて御説明いたします。

申出日が平成 19 年 7 月 30 日、「苦情の内容」という所ですが、その内容です。読み上げます。

貴会議が行う苦情に対する対処方法は、苦情を申立てた者からその実情を聞くことをせず、行政側からだけ苦情に関する説明を受け処理を行う。これでは当該処理は、行政の代弁機関に墮落するといわざるを得ない。

私は 3 度の苦情を行いました意見書を提出したが、ただの一度も事情や背景の説明機会を与えられていない。

苦情申立てに対する決定等の文書作成作業は行政にゆだねられており、このような実態からも貴会議が行政に不利な裁定を下すことは、普通に考えれば最初から予定されていない。

貴会議は真に市民の立場に立って苦情の処理及びその他の活動を行うべきである。

ということで、これは推進会議に対して意見が寄せられたというものです。

続きまして、関連しますので、資料 7 についても、併せて御説明させていただきます。

それでは、25 ページをお開きください。資料 7「支障事案の現状について」というものです。

先ほど、第 1 期の推進会議の活動実績の中で若干御説明いたしました支障事案の関係です。これは、行政文書が特定できないような請求に対しては補正を求め、なおその不備が解消されない場合は却下します。却下に対する異議申立てがあった場合は、情報公開審査会に意見に聴き、情報公開審査会の意見を尊重して、異議申立てに対する決定を行います。

というような制度をこの4月からスタートしたところです。

その後の状況ということで、現在の状況を御報告いたします。25ページの2の(2)の表を御覧ください。

平成19年の4月、5月、6月で何件か請求がありまして、補正を求めたという事例があります。この表は、請求書の受付年月日、請求の内容、そして請求に対する決定を一覧表にしたものです。

例えば、1番を御覧いただきますと、平成19年4月9日に請求がありました。請求の内容はここに書いてあるとおりです。これに対して補正を求めました。その結果、何がしかの文書が特定できるというふうに判断されたものについては、開示若しくは不開示の決定をしているところです。ところが、26ページ、27ページを御覧になっていただきますと分かりますが、補正を求めたけれども、なおまだ文書が特定できないということで却下をしたというのが、3番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番というような状況であります。

表の3番の請求については、却下に対して異議申立てがあり、情報公開審査会に対して意見照会がなされております。

支障事案についての現状の報告は、以上のとおりです。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。

これにつきまして、菅野委員、何か補足すべきことはございますか。

菅野委員

2年間、苦情処理調査部会の部会長を務めました菅野です。今報告された苦情について、今年度のこの推進会議の検討議題にもなると思いますので、何点かだけ、2年間の経験を踏まえて申し上げておきたいと思えます。

1点は、今、鈴木さんから御説明をいただいたことについてですけれども、支障事案、資料でいうと25ページ、資料7ですね。支障事案が千葉県の場合は、かなりあるという現実があります。それを、例えば、26ページのナンバー5というのを例として見ていただくと、「～に関し、放置していてもよい根拠についてわかる一切の書類」というような開示請求をするわけです。

そうすると、常識的に考えると、受けた方は、そういうものはないわけですから、「ない」という話になるのですが、これを「不存在」ということで不開示決定しますと、それをそのまま不服申立てされる。「不存在」と言っても、請求する方は「いや、あるんだ」というふうには当然考えて請求しているわけですから。そこで、そこに持っていかない工夫として、第1回の推進会議でも少し協議しましたが、補正を求めて、補正で特定されないときは却下をしていいのではないかという意見が出たわ

けです。

お手元のピンク色の「情報公開事務の手引」の「千葉県情報公開条例解釈運用基準」の19ページ、情報公開条例の第7条の所を見ていただきたい。この規定は、情報公開を請求するときには、その請求書にこういうものを書いてくださいということで、だれが情報公開請求をしているのか、それから、どんなものについて公開を請求しているのか、受けた方（実施機関）が何を請求されているのか分からなければ、当然情報公開に応じられないので、そういうことを決めた規定なのですが、第2項に「実施機関は開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる」と定められております。それで補正されないときには、やむを得ないから却下という形に今はなっているのですが、通常、「補正」というのは、ここの言葉で書いてありますように、法律用語としては「形式上の不備がある」ときに補正なのですね。

だから、今みたいな支障事案の請求について、果たして補正で処理ができるのかどうかということについて、今年度はもう少し議論をして、どうするのかということ、みんなで協議をする必要があるのかなと思います。

私としては、便法としてこれを使っているというように思わざるを得ないのですけれども、通常、「形式上の不備」というのは、例えば、名前を書けと言っているのに書いてないとか、この請求書で要求しているものについて書いてないとか、分からないという場合には補正ということになるのだと思いますが、今みたいな形で「違法が分かる文書」のような内容で請求されたときに、「それではよく分からないから補正してください」という、それが「形式上の不備」なのかどうかというところが、若干、法律に携わる者からすると、疑問があるということで、もっと正面から少し協議をしておく必要があるのではないかなというふうに思います。

それからもう一つは、苦情処理調査部会を今年度も指名されてやることになるのですが、推進会議というのは、年に2回か、多くても3回開けばいいところだと思うのです。通常は、それ以外に苦情処理という問題がたくさんあります。先ほど報告がありましたように、平成17年度は20件あったわけです。苦情を受け付けて、調査部会で処理をするわけです。だから、推進会議が開かれていないときに、苦情処理調査部会だけは開かれているということで、実際上は3人の委員が、それを3人でやったり1人で調査して、それで3人で集まって最終的な結論を出し

ているのですが、皆さまに報告されるのは、その結論が推進会議の全体会議で報告されるということで、どういう苦情で、どういう苦勞をして調査しているのかとか、どういう調査をしたらいいのか決めているその過程は、皆さまが参加をされていないという形になっているのです。

調査をした者からすると、住民の代表が 10 人で、私たちが、まあ学識経験者として 5 名ということになって、そのうちの 3 名が苦情処理の担当で、いずれも弁護士ですけれども、今年度の苦情処理調査部会の委員は私たち 3 名で、予算の関係もあるので、いいのだと思いますが、苦情処理については、できれば住民代表の 10 名の方にも、例えば、A という事案については私と一緒に調査してもらおうとか、そういう形で参加していただき、苦情を通して、この情報公開条例ないし情報公開の問題を考えていただければ、将来的には、その経験が積み重ねられ、より良い情報公開制度になっていくと思います。

また、苦情処理もどういう所を、どこまでやればいいのかというのは非常に難しいところです。先ほどの苦情処理等の報告の最後に「自分の意見を聴いてくれなかった」という御不満が意見として出ていますけれども、私たちの従来 2 年間のやり方からすると、内容的なことについて、いろいろ苦情があるということと言われても、それはお聴きしていたら、もう切りがないということで、あくまでも、情報公開条例の第 27 条の 2 第 3 項の「実施機関の情報公開に関する事務」、それも法的な不服申立てにかからない事務だということで限定をして苦情処理に当たったという経験があります。

ただ、それでいいのかという問題はありますので、そういう点から、今申し上げたように、今年度は、3 名が苦情処理をしますけれども、できれば、そこに住民代表の方にも参加をいただいて、経験というか苦情を通していろいろ勉強して、委員と一緒に処理に当たっていただければというふうに思っていますので、その辺について御検討いただければと思います。

以上 2 点について、2 年の経験を踏まえて御意見を申し上げたいと思います。以上です。

多賀谷会長

今の菅野委員の御発言の後半部分は、ある意味で今後の会議の進め方についての御意見なので、これは後で検討させていただくことにして、そのほかの点について、資料 6 と資料 7 についての事務局の説明について、何かございますか。はい、ではまず中谷さん、その次に越智さん、お願いします。

中谷委員

18 ページの事案の 4 ですね、その苦情の内容の中で、1 はまあいいで

すが、2、3というのは、これは実際にあるのですかね。僕がいろいろ教育委員会をメインとして、今は健康福祉部とか、その他いろいろな所で開示を受けるのだけれども、こういうことはないのだけれども、何か本人がこういうことを言っているということなのですかね。それとも、よほど出てくる物が秘密を要するものなのか、ということなのですよ。どうなのでしょう。

事務局（鈴木） まだ、詳しい話は安全農業推進課から聴いておりませんが、一般的には、「その後も見せようとしなさい」などということは、当然ありません。そして、「立ち会わなければ見せない」ということもないと思います。よほど実施機関で、これについては説明する必要があるということがあれば説明するというようなことだろうと思います。この具体の案件については、現在調査中ですので、これくらいのことしか、今はお答えできません。

中谷委員 また必要があれば、お聴きします。

多賀谷会長 では、越智委員お願いします。

越智委員 先ほど菅野委員が言われたことにちょっと関係しますけれども、支障事案が多いということで、その中身について、「間違っている」とか、「不正がある」とか、その請求といったときに、それを実際に証明する資料などというのはパッと出るわけではないので、本来なら、そういう資料を積み上げて、請求人がそれを証明していくということだろうと思うのですけれども。

ただ、そのときに、条例第30条（開示請求をしようとするものに対する情報の提供）という所で、実際に補正の前に、行政文書を特定するときには、第30条にありますよね、「特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適正な処置を講ずる」という規定が、そうすると開示請求の段階で、もう少し担当と情報公開窓口の方が請求者に情報を提供することができなかったのか、実際に不正がある文書を出せといっても、それは1枚では絶対に出てこないわけですから、請求者と担当や情報公開窓口との間で、やりとりがあって、それでもなおかつ、こういうふうな文書の請求案件の書き方にしかなり得なかったというのは、私はすごく不思議な気がするのですね。これは全部同じ傾向だと思うので。その辺は、特定のときにどういう経過があって、どういう話し合いのもとに、結局こういうふうになったのか、請求者が勝手にポンとこれを書いてきて、ポッとこれを出していったのか、その辺の状況を教えていただきたいと思うのですが。

多賀谷会長 これはどうしましょう。苦情処理調査部会の先生のどなたかから御説

明いただけますか。

菅野委員

今日配られている資料の25ページ「支障事案への対応状況について」を御覧ください。これは同じ方が請求されているというのは分かっていたかと思うのですが、この方は、千葉県、実際は鋸南町という所に住んでおられる方で、町の施設に対する補助金の使い方が違法だという認識を持っておられるのですね。それで、千葉県も違法な行為に関与されていると、そういうふうに従来からずっと思われていて、厚生労働省が出している文書を見ると、その方からすると、違法だというのが証明できるのだというふうに思われていて、そのために毎回のように、ここに書いてあるように、鋸南町のこういう条例に従って賦課しているお金が違法だということが分かる文書を出せとか、そういうことを繰り返し請求されております。

結局、行政からすると、それがかなりの件数になって、これを全部、開示請求のたびに作業していると、職員が大変な時間を取られてしまう。

それから、この方の場合は、一つの請求書で、監査委員と、それから健康福祉部と、それからどこかにか、4か所ぐらいに同じ請求をされる。先ほども出ていた、監査委員会では補正を命じられなかったのに、健康福祉部では補正を命じられたと。それは一通の請求でしているわけですが、部署によっては、多少扱いが異なるわけですね。それで「おかしいんじゃないか」というような苦情になるとか。

その方は、そういうふうに思っておられるものですから、苦情処理調査会でも一度お話を伺って、一応ほかの手段を取って、いろいろ解決ができないのかというアドバイスもしましたけれども、聞き入れられないで、その後もやっておられるというのが実情です。

多賀谷会長

行政の不正を暴くような文書の開示請求というのは、それ自体としては、別に違法でも何でもありません。ある文書を開示請求する結果として、行政の不正が分かるということ、何らかの形で突き止めた場合に、それを請求すれば、行政の方は嫌と言っても、それは開示せざるを得なくて、それによって不正が暴かれることがあるわけです。しかし、最初から不正が分かるような文書を出せと言われても、それは出ないということです。これは、それに尽きる話だと御理解ください。多分そういう請求を繰り返されているので、行政の方としても、それはちょっと対応できないという、そういう状況になっているという話です。

越智委員

もうちょっと続けさせてください。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

越智委員

そうしますと、こういうもの一切に関するいろいろな書類があります

よね。それを積み上げて、「あなたが分析なさってください」というふうにはいかないのでしょうか。それがどうも不思議なのですよね。そういうたくさんの文書を開示請求されて、それを御本人が分析されて、不正だよということを確認する。

多賀谷会長  
越智委員

いや、「不正が分かる一切の文書」という開示請求は。

だから、それはあり得ないわけで、その辺の理解というのは、御本人には通じないのでしょうか。

多賀谷会長

そうですね。窓口の対応の在り方でしょうけれども。事務局、これについて何か補足はありますか。

事務局（鈴木）

この方は、例えば保険指導課の文書をいろいろと請求しております。資料にあるような、こういった請求ではなくて、「いつからいつの何々の文書」というような、いわばすぐ文書が特定できる、そんな普通の請求もしていらっしゃると思います。したがって、保険指導課の持っている文書というのは、大抵は持っているんですね。その上で、不正があるだろう、違法があるだろうという主張を繰り返して、それを情報公開の手段で請求を繰り返されたというような状況というふうに、私は思っています。

越智委員  
多賀谷会長  
菅野委員

監査請求か何かの、そちらの方に言うしかないのですかね。

監査請求したこともあるのですよね。

あります。監査請求しても通らないと思っただけではないかと思うのですよ。だから、一番単純に言えば、情報公開の話ではなくて、保険指導課と議論すれば済むのではないかと。ただ、片方は「違法だ」と思っているし、保険指導課は「何も違法ではない」と思っているものですから、その議論をしても、すれ違っているだけなのですね。そうすると、毎回同じようなことで、「違法だと分かる文書を出せ」とみたいな話になって、保険指導課としては大変苦慮していると、そういうことなのです。

多賀谷会長  
光延委員

そのほか、御質問等はございますか。

光延と申します。トンチンカンなことを申し上げるかもしれませんが、許していただきたいと思います。

そもそも行政というのは、適法を前提としているわけですから、それが「それは違法だ」というふうに考えて請求される方というのは、何らかの自分が行政サービスを受けたことに対して違法か、若しくはその何らかの行政サービスが行われているのを傍観して、観察していることにおいて違法というふうに認めるわけですね。しかし、そうであるとすれば、その根拠を示すための手段として、その情報公開を求めて特定の資料を請求するという話です。

ところが、この人は、例えば、支障事案の請求事例を見ますと、「一切の書類」とかということですから、そもそもこの価値判断は既にしているわけですね、違法だということ。でも、行政の方は適法を前提としてやっている。当然ここで衝突が起きるわけですが、そうであるとすれば、「一切の書類」というのは、そもそもこの人は分かって言っているのか、分からずに言っているのか、分かりませんが、少なくとも、私は、これは門外漢で外から見ただけですが、申し上げるとすれば、それは分かっていなくて「あるものを出せ」と。行政の方は、間違っているわけではないのだから、それはそもそもないわけですね。ただし、それを「ない」というふうに言うと、やはり問題が出てくるのだと思うのです。

例えば、エイズの問題があったときに、菅直人さんが当時、厚生大臣だったのですが、官僚に「出せ」「出せ」と言ったけれども、資料がなかった。ところが、菅さんが調べてみたら、本当に調べたかどうか知らないけれども、実は倉庫の中の棚にあった。

ああいう事例というのがやはりあったわけで、それは実際にどうであったかは知らないけれども、そういうことを思い出すとすれば、資料の10ページの所で「請求件数及び開示等の実施状況」を見ると、「開示」と「部分開示」と「不開示」と「不存在等」と「取下げ」と対応があるわけですが、これを仮に開示する場合と、そうでない場合に分けるとすれば、「開示」は開示で、「部分開示」は部分的な開示なので開示、「不開示」というのは、それは開示しないわけですから、する側と、しない側の二通りしか、ここにはないわけですね。「不存在」というのは、先ほど事務局から説明がありましたけれども、平成13年度以降は「不開示」の方へ入っているわけですよ。そうであるとすれば、あとは「取下げ」だけです。「取下げ」というのは、出している方が取下げるわけですから、実質的には判断が二通りしかないのですね。

行政文書の開示等に関する要綱を見ますと、開示請求の手続の中で、要件は定めているわけですよ。例えば、形式上の要件はいろいろな不備があってはいけない。ところが、質的な要件は定めがないですね。だからこそ、そういう問題が出てくるのだと思う、私は思うのです。そうであるとすれば、開示、不開示というオール・オア・ナッシングではなくて、もっと中間的なグレーゾーンに対応するような何か概念を作る。

これは、私が電車の中でつらつら考えてみた一つの私の意見ですから、これがどうこうというわけではないですが、例えば「不能」とか、もうこれは判断できないわけです。そんな文書を全部出せと言って、1

億あるのか、1ページなのか、そもそもそういう文書がどこにあるのかさえ分からない。その所掌文書の所だけのみならず、ほかの所かもしれないわけですね。そうすると、そもそもそれは不能なのだとは思うのです。だから、「不能」という概念がいいかどうかというのは分からないけれども、質的な、もうちょっと、オール・オア・ナッシングではなくて、間をとるようなもの、そういう概念が必要であると思います。

そうすると、請求権者が請求をしてきた。そしてそれを受け付ける。ところが、「これこれにかかわる一切の文書」とかと言っても、それはもう不能なわけです。調べられない。だから、そのときに「不存在」ということではなくて、やはり「こうこう、これこれなので、もっと親切に具体的に書いていただけませんか」というような指導をする。まあ指導と言っては言葉が悪いですが、というような助言ないし回答をするということが、一つの知恵といたしますかアイデアではないかと。その方がいいかどうか分からないけれども、一つの在り方ではないかと思えます。以上です。

多賀谷会長

平成12年度までは、不保有は「不存在」として扱ったわけですが、今は「不開示」という形に多分なっていると思います。行政の方としても特定ができないということを理由に不開示決定をする。その場合に、恐らく市民側としては、特定ができないことによる不開示決定が濫用されるのではないかというおそれがあるのです。

今、光延委員がおっしゃったように、本当にそういう特定のしようがないような請求であって不開示というのはしようがないですけれども、実は行政が見せたくない情報の開示請求をされたときに、「不存在」を理由に、あるいは「特定不能」を理由に「そんな文書はない」というふう不开示決定をするという懸念がある。したがって、そういう場合についても、審査会に照会をなささいというような仕組みに今回はなっていると思います。そのように御理解いただければと思います。

権利濫用にせよ、不存在決定にせよ、それが濫用されないようなチェックをどうするかということは、まさにこの会議で検討しているというふうに思います。

「不能」という表現はやはりちょっと、ほかの自治体の条例にもないので、どうかと思います。やはり一応、不開示決定の中に入るのです。

光延委員

まあ一つの意見です。

多賀谷会長

御趣旨はよく分かります。実際、自治体によって微妙に違って、そういう却下の場合には、そもそも審査会に何もかけないという所もありますし、そういう場合についても審査会で審査をする所と、両方に分

かれていて、千葉県の場合には、今は意見照会しなさいという形になったということは御理解ください。

そのほか、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

よろしければ、次の議題、「今後の会議の進め方」に入りたいと思います。この推進会議の具体的な活動に関しては、資料2の最後の行にありますけれども、事務局から説明がありましたように、推進会議の活動の在り方は、推進会議自体が決めることとなっております。

これまでの2年間の活動実績について御説明があったわけですが、それについて、今後の会議の進め方について御意見があれば、御発言いただきたいと思います。

なお、先ほど菅野委員から、特に苦情処理調査部会の在り方について、一つの御提言がありました。よろしければ、まずその話からした方がいいだろうと思います。

この点については、私も同感のところがありまして、この委員会は年に1回か2回ぐらいしか開かれないです。それで、その間、初めて委員になった方、あるいは市民委員の方は、苦情処理の内容は一切分からない。結果だけ年に1回か2回の会議でいきなり言われても、何のことだか理解に苦しむという会議です。私も、こういう分野は何年か前から経験しておりますけれども、苦情処理の内容を推察するには、しばらく頭を使わなければいけませんので、そういう前提知識がない方は大変だろうと思います。

したがって、裁判の場合でも裁判員制度というのが導入されたこともありますし、現実には、そういう紛争処理事案の場に市民代表の委員の方が参加されて、それについて弁護士の方と一緒に事案に当たるということは、この会議の内容を知るということで意味のあることだろうと思います。

それで、特定の方にそれをお願いするというのも一つですが、私は、そういう趣旨からいえば、同一の事案についてはできるだけお一人ですが、苦情事案が複数ありますので、複数の市民委員の方あるいは団体委員の方にも御参加願った方がいいのではないかと思います。菅野委員、どうでしょうか。

菅野委員

苦情調査でも、個人的に調査するときには日当は出ないのですけれども、集まって調査をしたり、苦情申出人や実施機関に来ていただいて事情聴取するときには日当が出るのです。だから、例えば、弁護士が私1人で、市民の方が2人来て、3人でやるというのは、すごく理想的なのですが、そうすると、県の財政的にいうと、3人分のお金を払わなけ

ればいけなくなるみたいなどころがあるので、そこがちょっと、事務局に伺ってみないと、ネックになるのかなと思います。ボランティアでもやりたいという方がいらっしゃれば、それは別に構わないですけども、そういうわけにもいかないの、部会の委員と、それから 10 名の方が住民代表としてここに参加されていますから、その中から部会の委員が指名して一緒にやってもらうという形が取ればいいかなと思います。

そのときに 2 人まで選んでいいのか、それとも 1 人までなのか、その辺はお金だけの問題だというふうに思います。

多賀谷会長

ほかの委員の方は、よろしいでしょうか。具体的に参加される方を選ぶのは、利害関係もありますから、私と菅野委員で、そのときにこの方をお願いしようという形で行わせたいと思います。何らかの事情で参加できなければ、ほかの方に変更できる形になると思いますけれども、1 名若しくは 2 名の方に御参加いただく。追加的な負担となりますが、こういう推進会議の委員になったからには、年に 1 回か 2 回ではなくて、もう少し参加された方が、面白いといえますか、やりがいがあるのではないかと思いますので、是非御参加いただければと思います。

そのほか、推進会議の在り方につきまして、何かございますか。

中谷委員

いいですか。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

中谷委員

またまた、すみません。中谷です。どうも傍聴席でしゃべらないと、ここでしゃべるといのは気が落ち着かないですね。困ってしまいました。つい暴言を吐いたりなんかして、つい本心が出るなどといったら、怒られますが。

苦情処理調査部会の在り方なのですが、私も先ほど配られました資料 6 の「その他 1」という所にもありますけれども、これは重く受け止めるところであります。

僕自身も県報によって、県報というのは国という官報に相当する「千葉県報」です。5 月末日、最後の週の県報にさらしものになったのですね。「情報公開請求者ナンバー 1、2 万何千件」というふうに。それはおかしいのではないのかと。ほかの所もやっていない。これは何のためなのか。というようなことで苦情相談をして、井上先生にお相手していただきました。そのとき、僕はうっかりして、行服法の異議申立てというようにことばかりあったものだから、補佐人を大勢引き連れて行って、それで井上先生と 20 分ぐらいやりあったのかな。それでも、結局、井上先生は心優しい方だったもので、それを受け入れてくれて、補佐人の方の意見も聴いてくれて、結局、私どもの主張が通った。それで、次か

ら県報に載らなくなったということでもあります。

それはすなわち、資料集の 5 ページの下の方にあります 2 の(1)の所にあるわけです。でも、ここでまた県民代表である委員の皆さんに、よく目を皿にして、あるいは耳の穴を大きくして聴いてもらいたいのですが、やはりお上もしたたかですよ。

先ほどもあったように、苦情相談をしている B さんも、やはりしょっちゅう痛めつけられているから、そうなるのです。基本的には、悲しいことに行政を信頼できない。それはどこかの国の、霞が関でも同じですよ。ちょっと話が飛躍するけれども。

資料 6 ページの検討結果の所です。これをちょっと読んでみますと、請求及び申出件数の多い順の請求者の順位及び件数については、本県における、この次です、行政文書開示等の実施状況を広く県民に明らかにし、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることが重要であるということなのですね。だから、これがどの程度満足したのかという総括がないのですよ。僕は聞いていない。ただ僕が文句を言ったから直してくれたと、僕は思っています。

それから、苦情処理の問題についても、やはり弁護士さんを 1 人。

それからもう一つ、ちょっとこれは資料を配ってもらえますか。

菅野委員

中谷さん。

次回から、あなたも委員になったのだから、事前にこれを配って、会議の資料として配ってくださいね。

中谷委員

はい。分かりました。

今、菅野先生からありがたいお言葉がありましたので、今度は事前に。本当は、これは中途半端なもので、1 週間ばかり体調不良だったもので、具合が悪くてできなかったのです。

要するに、弁護士さんのお手伝いをするというようなことも大事なのかなあと。それと同時にまた、弁護士さんの質問の仕方等も、我々市民も勉強することによって、開示請求とか、何かにまた役に立つ。これは僕自身が東京の法廷で大いに勉強したもので、そんなことがあったものだから、菅野先生の御提案に大賛成であります。ということで、とりあえず終わっておきます。だから、もしできれば、僕はボランティアで、先ほど菅野先生が言われたけれども、僕を支持してくれる仲間が、五井から西千葉までのパスを買ってくれたので、喜んで行きますので。まず立候補するということをおっしゃるね。その次については、後でまた御説明します。以上です。

多賀谷会長

引き続き、この配付した資料について、説明してください。



時間の話は、今申し上げましたが、實際上、この会議も多分2時間半になることは、しばしばあったと思いますけれども、それ以上に増やすということは、お気持ちは分かりますけれども、体力というか、あるいは持続力を考えると、限界ということで、それ以上は延ばすつもりは、私はありません。それは、ほかの会議でも、どこでも大体2時間というのは、国の会議でも基本的にそうだと思います。国の会議ですと3時間やる会議がたまにありますけれども、特にこの会議は市民の方も入っていますので、それ以上延ばすのは申し訳ない。

ただ、やらなければいけないのは、できるだけ効率的にやって、事務局の説明だけで大半を過ごすのではなくて、皆さまが意見をできるだけ言えるようにしたい。今の中谷さんの御意見については、事務局の説明を簡潔にするということを次回以降心掛けることによって、委員が言いたいことを言う時間を延ばすような形にしたいと思います。

そのほか、今日御発言されていない方、何かございますか。発言がないと参加した意味がないのではないかという議論もありますので、意見だけでも結構ですが、どなたかございますか。

大西委員

先ほど菅野委員から御提案があった件についてですけれども、私は大賛成です。といたしますのは、結果を報告いただいても、中身がよく分からないという声もありますのと、それから、例えば、私がそこに加わらせていただくとしても、専門的な知識は何もないので、どれだけ調査の段階に入っていけるかということ、それは分かりませんが、是非そういう所で、実態というのですか、どういう形でこういう苦情が持ち込まれているのか、その解決の経過とか、そういうのは、是非見たいなという気がします。

予算上の問題が発生するということですので、それは県の方がどういう措置を取られるのか、あるいは、私個人の考えとしては、私自身でしたらボランティアで結構ですので、是非そういう場に参加してみたいという気持ちがあります。以上です。

事務局（浅岡）

議長、よろしいでしょうか。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

事務局（浅岡）

予算を御心配いただいている、大変恐縮でございます。

現状では、実は今日こういう提案があることは承知していなかったものですから、例年どおりの予算しか確保はしておりませんが、今日この場で、市民委員の皆さまも参加するということで決定があれば、それに対応するべく予算補正をしたいというふうに考えております。以上です。

多賀谷会長  
萩原委員

そのほか、御意見等がございますか。

初めてこういう会議に出たので、なかなか一筋縄でいかない会議だなということがよく分かりました。

苦情処理調査部会ですが、そういうのは弁護士の方が対応されていくということのようですけれども、市民がそこに参加すると、弁護士の方の負担も多少は軽くすることができるかもしれないという意味では、いいのかもしれませんが、あるいは、一般県民の目線からの意見というのも、相当反映されるかもしれません。

ですけれども、なかなか難しい問題というのも、その苦情の中に含まれているということもあると思うので、それこそ裁判員制度ではありませんが、事前に主要な論点をまとめていただいて、そこから始めるというようなことはできないかどうか、御検討いただければと思います。以上です。

多賀谷会長

苦情処理に参加するということは、現実の事案に直接、接することですので、それはまた守秘義務を負う話ですし、そこで言う発言については、やはりかなり責任があるといえますか、そこでいいかげんなことを言ったら、問題がこじれる。

多分、萩原さんが言ったように、ある事案について担当するということになりましたら、事前に事務局若しくは弁護士の委員の方などと接して、その問題について事前にレクチャーを受けられて、その上でその場ということになると思います。レクチャーを受けるときには、多分ボランティアという形で、報酬なしでそういう機会を持ちます。その意味において、ある程度負担がかかるだろうし、責任を持って対応していただかなければいけないだろう。また、その苦情申出をされている方と委員に利害関係がある場合には、当然関与できないということになるだろうと思います。

そのほか、どなたか御意見等がございますか。

今日は最初ですので、なかなか発言できないという方もいらっしゃいますが、そういう方も、できればこの苦情処理調査部会に役が回ってきたら参加していただきたいと思います。

それでは、この会議は大体最後に傍聴されている方に御発言を認めるという形になっておりますので、よろしければ、本日も傍聴されている方の御発言を認めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、発言したい方は挙手をお願いいたします。

傍聴人（浜田氏） 私は浜田と申します。委員の皆さん、どうもお疲れさまでした。大変有意義な話を聴かせていただきました。

実は、前回初めて傍聴に来ましたけれども、「行政は親だ、県民は子だ」というような御発言があって、だれも制止をしない。私はその会場で、「おやおや、私は明治憲法下の委員会に出たのか」と思って、腰を抜かすほど驚いたわけですがけれども、今日はそういう発言はさすがに出なかったもので、大変安心をいたしました。

苦情処理に関して、「ボランティアで」ということで積極的な御発言もあったようですけれども、私はむしろボランティアではなくて、応分の責任がある行動をされるわけですから、県の予算をきちんと付けてあげて、支障のないようにすべきだと思います。その理由は、先ほど菅野委員の方から、事務方が許容できるかどうかという問題提起があったけれども、言葉のあやの部分も含むかもしれないけれども、県民の苦情処理という、非常に基幹、情報公開の根幹にかかわる活動をやるわけですから、事務方の許容の範囲というよりも、むしろこれはきちんと要求を出すというスタンスでやらなければ、問題は解消しないと思うのですよ。

先ほど、何やらお一人委員の方が発言を重ねられて、おしかりを受けていたようですから、私は簡潔にお話をします。3点ぐらいに分けられると思います。

一つは、今、委員の方から配られた資料の中に、私は見て驚いたのですが、左側が切れていて、「公募委員選考委員会の結果概要」というのがあって、その右側に、これは委員の皆さん、仮にこの文書が全国に出るとしたら。

多賀谷会長            どれですか。最後のページですか。

傍聴人（浜田氏）    ええ、中谷さんのお出しになった、中谷さんが怒られたその資料の。

多賀谷会長            怒っているわけではないですけれども。

傍聴人（浜田氏）    もっと要点を絞って話せとおっしゃったやつですね。

多賀谷会長            最後のページですか。

傍聴人（浜田氏）    最後のページです。最後のページに、上から5行目、「委員には、情報公開制度にある程度の理解が必要であるとともに、苦情の対象である行政と県民のトラブルの原因あるいは根源を理解できるような柔軟性が必要です」と、全くそのとおりだと思うのです。「そういう意味において、委員になられる方には、ある程度若くて柔軟性があることが必要になります」、これはどういうことですかね。若くなければ柔軟性がない、理解力が欠けるということなのでしょうか。

それで、おやおやと思って、次の行に目を移して見ると、「年齢的には70代の方1名と50代の方2名を選びました」、ということは、この3名以外はみんな40代以内ということなのでしょうか。これは誤読です

ね。そうではないだろうけれども、今回選んだという話でね。

「70代の方は、書類から見るとこの分野に非常に詳しく、年齢が高いけれども」、年齢が高いということをマイナス要因として、こういう文書を作成する、多賀谷さん、私はNHKの先生の7時半からの全国放送も一生懸命見させていただいたし、この会議をコントロールされているというので、先生の著書も、高かったけれども、読みましたけれども、その先生の言動からいくと、ちょっと違うのではないですか。

70歳というのは、日本人の今の平均年齢からすると、むしろ平均年齢以下、まあこんな言い方をしたら申し訳ないですけども、これはよくないですね。

先ほど出ましたけれども、本県の情報公開条例というのは、公文書公開条例に始まって、1985～6年から準備が始まった。現在70歳の方は、おおむね50歳の時にその研究に着手されたのです。20年間ウォッチャーとして頑張っておられる。むしろそういう方に対して、根源を理解できるような柔軟性がないとか、理解力の問題に持っていくこと自体、私は、皆さん方のよって立つところが軽薄になってくるのではないかということ、今、これを見て思いました。

それから本題は、すぐやめますけれども、先ほど「さすがに行政だなあ」と思って、私は感心して聴いておりましたけれども、配られている会議資料の10ページです。教育委員会に対する開示請求が96年、97年、98年のころですか、平成で言いますと10年、11年に非常に多くなっている、2万件、3万件になっている。

それについて多賀谷さんは、運用をめぐって県民と行政の間で感情的な行き違いもあって、度の過ぎた開示請求になったというふうなことがあったのではないかと、というような判断を示されましたけれども、これは違いますね。

先ほど、お一方がおっしゃっていたけれども、「西の愛知、東の千葉」ということで、本県、千葉県のこの教育委員会を主体とする教育行政、学校の運営というのは、子供たちにとって大変不幸な状態があった。教育の営みというのは、個の問題、一人一人の命の問題について、直接行政の作用と触れ合いますから、保護者、県民が「一体、教育はどうなっているんだ。自分の子供はどう扱われているんだ」ということに非常に関心を持っている。恐らくこの当時、全国レベルで見ますと、愛知県と千葉県の開示請求は断トツだと思います。現に先月も、高校生ですけども、校舎から転落をして命を失う。その2年前にも命を失う。相次いでこういう生徒が学校に通って命を失うというような事態が常態化してい

るところにあって、県民が自分の子供を、あるいは地域の子供をはぐくむためには、行政に対して「どういう実情なんだ」ということを調べるといことは、ある意味では、唯一残された手段なのです。

ですから、この当時、私も情報公開しましたけれども、教育委員会から出てくる資料はどういう資料があったと思いますか。アドガー蛍光ペン、いわゆる蛍光ペンですよ。教育庁、当時の高校教育課という所の文書を調べていますと、ピタッと43万ぐらいでお尻が付いているのです。付箋もそうです。恐らくボールペンもそうだったのではないかと思います。完全な裏金なのです。業者にキックバックでキープさせておいて、これを急いで隠しましたね。こういうところから、健全な子供たちをはぐくむことはできないということで、開示請求が増えていった。

現に当時どういうことがあったかといいますと、これで終わりにしますけれども、開示に訪れた千葉県職員は、開示のテーブルの下で、マイクロテープレコーダーで盗聴行為までやっていた。私どもは、そのマイクロテープレコーダーを取り上げて、写真撮影をして、これは記憶に間違いがあったら訂正しますけれども、写真を添えて、苦情処理にかけた。これについて何ら有効な判定をしなかった。

それから、職員会議の議事録、先生方がどういう議論をなさっているか。情報公開が年を重ねるごとに、行政側は「議事録を作るな」と言い、今や「検討事項」だけなのです。これも苦情処理にかけたけれども、何ら県民サイドに立った意思表示はなかった。

あるいは、改ざんも平気で行われている。これについて行政側は「開示するに当たって、間違った所を訂正しました」と、こういう言い逃れをする。これも苦情処理委員会はパスをした。

さらに近年、近いところでは、ある学校に開示請求があった。この学校から手引をしている職員がいるぞということで、職場で大騒ぎになった。その職場の職員が、法務局の人権擁護委員会に訴えを行った。これは、御案内のように、弁護士さんは多いですから、法務局はある程度の事実の推定がないと動かない。その職場に調査に入った。この苦情についても、苦情処理委員会はパスをする。

ほかにもいっぱいありますけれども、今言ったように、市民を入れられて、市民の目線で苦情処理の案件に当たるといことは非常に大事なことで、例えば、訴状と準備書面の関係でいいますと、私ども素人は、訴状というのは総括的な主張であって、細かい主張は準備書面で重ねていく。ならば、苦情処理に当たる各委員は、一義的に事務方に説明を求めて、事務方の判断をそんたくするのではなくて、やはり苦情を申立て

た人に最初に話を直に聴く。それで、行政の方に事情を聴いて、「行政はこう言っていますけど」ということで返せば、そこで解決することもあるかもしれない。

まさに、市民を入れるために予算をどのくらい付与できるかという問題で、収れんしているところが明確になるわけですがけれども、是非、年度が替わって新しい委員さんもできたようですから、難しい法律議論は弁護士がやるとして、県民の目線に立った、もうちょっと具体的に言いますと、先ほどのように、子供がはぐくまれる、親や保護者や地域住民が情報公開で、例えば、教育委員会で僕が調べなくてはいけないというようなところに持っていかないように、情報公開の運用について、是非奮闘していただきたい。

これは本当に最後になりますけれども、私は「これいいなあ」と思って、ちょっと紹介させていただきます。「個人は単に守られる弱い存在ではなく、そのコントロール権によって、自らの情報が変容され、逸脱的に利用されることに対する抑止力を保有することによって、個人情報を取得、保管、利用する企業、行政と対等にわたり合えるのである」。これはまさに多賀谷委員がお書きになった御著書の解説であります。

今言った私の視点、ある意味では、もちろん先生のような博学の者ではありませんから、追いつきませんけれども、県民は、この情報公開、情報開示制度を使って幸せになりたい。行政に何とか食い込んで、本当の意味での県民コントロールの自治体行政をやっていただきたいというところで動いているわけですから、苦情があって「自分の意見を聴いてくれなかったんだ」という不満があったと、そういうレベルでの話ではないということだけは肝に銘じていただきたい。ちょっと長くなりましたが、以上です。

多賀谷会長

はい、今おっしゃった中で、苦情処理を申し立てた方の意見を聴いてほしいという御提言は建設的な点として、是非、苦情処理調査部会の今後の運用に生かしていただきたいと思います。

そのほか、御意見はございますか。

傍聴人（柳沢氏）

八千代から参りました柳沢です。長時間にわたる御審議、御苦労さまです。この機会にちょっと考え方というのですか、簡単に述べさせていただきます。

細かい点は、今、浜田さんが縷々案件について申されておりましたけれども、私なりに、一・二感じるのですが、この4月から受付ナンバーを取ると、実は、これは私自身、恐らく10年くらい前から、県の情報公開の窓口へ「どうやって管理するの。番号を取っていただけたらあり

がたいね」というようなことでお願いしてきたのが、やっと実を結んだという感じているわけですが、今後、このナンバーが取られた結果が、情報公開制度あるいは県政のそれぞれの効率化等に寄与できればいいなと思っております。

その当時から、もう一つお願いしていたことがあるのです。今、情報公開コーナーというのは、この中庁舎の端っこの方でございますけれども、それと一方、文書館が別館でございますね。今日のこの資料の中で、有償頒布物が何百点というようなことで相当発行され、それぞれ県民が購入され、あるいは利用されて、効果あらしめてきていると思っておりますけれども、その有償頒布物も文書館に並んでいます。

是非、この情報公開コーナー、いわゆる情報公開請求をするその場所と、そういう出版物のコーナーとか、あるいは県の公文書が収められて、すぐ見られる場所が同一にないというのは非常に不便なのです。都庁の立派な建物の中にも同一でできます。神奈川でもできます。埼玉でもできます。それぞれに特徴はございますけれども、是非将来に向けて、この統一化を県民の利便性のために考えていただきたい。

それと、先ほど「一切の資料」というようなことで、いろいろ問題点がございました。いわゆる文書の特定、公文書を情報公開請求するときの文書の特定が非常にやりづらいのが千葉県なのです。「一切の資料」という請求がいいかどうかは別として、文書を特定するについて、請求する側も、される側も、非常に苦労する。それでやり合い、それで適当に請求書を書いて請求するというケースが非常に多いと思います。そんな中で「一切の資料」というようなことにもなりかねないのですけれども、それはちょっと置くとして、文書の特定をするということの県の対応、これを是非、もっともっと探究して構築していただきたい。

もう十数年前になりますけれども、神奈川に行った時には、文書の特定をするための方策が非常に整っていましたね。その特定された文書が、現在どこにあるか、文書館の倉庫の中にあるのか、行政室の現在使用している文書の中にあるのか、あるいは海老名の倉庫にあるのか、それを一コーナーにいる女子の方が答えるのです。答えられるシステムになっているのです。

ですから、担当者がぞろぞろ出てきて、情報公開請求をするについて相当なコストが掛かるというようなことが、相当省かれるという現実を目の当たりにして、ずうっと来ているのですけれども、今の文書館と離れているということにも関係するのかもしれませんが、文書を特定すること自体についても、千葉県では、まだノウハウが整っていない。

大体、文書を特定するための検索図書自体が、どこにどういうふうに整っているのかわかりませんね。ちょっとそれなりのセンスのある人がそこへ行って見れば、自分の要求する文書がどういう所にどういうふうに備わっているのかということが、検索できるように、神奈川県では、当時からなっていました。是非その二つをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、議会は情報公開条例が別になっています。私は前回その辺のところを間違った発言をしたのですが、いろいろな意味で、やはり統一されていた方がいいと思います。すべきだと思います。本推進会議自体も、議会の情報公開に関しては対応できていないような、あるいはすることができないような対応になっているのではないかと思うのですね。もう一つ別に議会の情報公開の推進のために推進会議を作るといようなことの必要性がまた出てくるとか、非常に不経済、不効率なシステムになっていますので、是非、情報公開条例を一本化していただきたい。

今度の参議院選で、恐らく参議院の院の情報公開請求権を発揮して、野党の人たちがどういうふうにするのか、情報公開の恐ろしさが、恐らく全国民に知れ渡る、目の当たりにされるような機会が近々来るのではないかと思うのです。それに千葉県が後れを取ることなく、議会も含めて、情報公開の恐ろしさ(いい意味での恐ろしさです。)を是非推進会議で発揮していただければありがたいと思います。以上です。

多賀谷会長

国会に情報公開制度はありません。おっしゃっていることは国政調査権の話だと思います。そのほか、御意見はございますか。

傍聴人(監物氏)

監物といいます。初めて傍聴させていただきました。先ほど中谷委員から出た2時間半に近づきつつあるので申し訳ないのですけれども。

一つは、討論時間が、1日で3時間・4時間が厳しいということであれば、年2回と限らず、必要によっては、3か月に1回とか4か月に1回で、3回ないし4回とかできないのかなあと。今日の前半は事務局の説明と、それから辞令交付、顔合わせという感じで、もうほとんど中身としては1時間ぐらいしかやっていませんし、いろいろなお仕事を抱えたりとか、家庭の事情もあるかと思ひますけれども、そういうところで、逆に討論時間を確保できないのかなあというような気がしました。

あと、二つ目ですけれども、先ほど資料の10ページの所の「請求件数及び開示等の実施状況」で、開示と部分開示で「この部分開示を開示の方に合わせて」といような話があったのですが、私は実は、部分開示というのは、部分不開示ということではないかと。

多賀谷会長

両方あります、おっしゃるように、部分開示と部分不開示と。全部不

開示ではありません。だけれども、実質的に開示のものもあるし、実質的に不開示のものもあることは、おっしゃるとおりです。

傍聴人（監物氏） この資料の表の読み方によっては、千葉県は非常に開示が進んでいるというようにも読めてしまいますし、部分開示で、例えば、文書名だけ書いてあって、下が真っ黒だというのも「開示した」というようなパーセントに数えれば、これはほとんど「開示」になってしまうのです。逆に、意思形成過程であるとか、あるいはまだ決定していないから支障があるということで、実は知りたい情報が黒くなっているというような状況もあるわけなので、単に「部分開示」だということではなくて、どういう情報が開示されているかというところは非常に大事な所かと思えますので、安易に部分開示を開示というまとめ方はしないでほしいなというふうに思いました。以上です。

多賀谷会長 そのほか、御意見等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではこれをもちまして、平成 19 年度第 2 回情報公開推進会議を閉会させていただきます。どうも長時間にわたり、ありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人